

医療勤務環境改善事業費補助金の活用に関するQ A

| | 質問 | 回答 |
|---|--|--|
| 1 | <p>既存の勤務環境改善計画※がある場合にも申請できるか。</p> <p>※医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（以下「指針」）に基づく勤務環境改善に関する計画（以下「計画」）</p> | <p>医師の働き方改革に対応することなどを目的として、<u>全面的に計画の見直しを行うのであれば申請は可能です。</u></p> |
| 2 | <p>医療勤務環境改善支援センターの支援を受けるとはどのようなことか。</p> | <p>計画の策定、実施の各段階で<u>医療勤務環境改善支援センターのアドバイザー※から助言等を受けること</u>をいいます。</p> <p>※静岡県が医療機関の勤務環境改善について助言を行うために委嘱した社会保険労務士、日本医業経営コンサルタント協会静岡県支部会員、看護業務経験者等。</p> |
| 3 | <p>事業計画書策定にあたっては、「現状・課題」の把握、「対策立案」が必要だが、人員不足もあり取組が難しい。</p> | <p><u>事業計画書策定にあたり、医療勤務環境改善支援センターのアドバイザーを派遣</u>します。</p> <p>経験豊富なアドバイザーが事業計画書のポイントとなる課題の抽出についても具体的に助言します。</p> |
| 4 | <p>事業計画書「効果測定のための指標」の目標値について、勤務環境改善は単年度での効果発生が困難なため、数年後の値を記載することとなるがよいか。</p> | <p><u>お見込みのとおり効果が現れることが期待される数年後の値を記載して</u>構いません。</p> <p>なお、目標値の達成状況については、来年度以降、研修会などで報告いただくことを予定しています。（別途依頼します）</p> |
| 5 | <p>具体的にどのような事業に活用できるのか。</p> | <p><u>計画に定められ、かつその計画に基づいて実施する</u>以下の内容若しくは就労環境の改善に効果的であると知事が認める事業に活用できます。</p> <p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方・休み方改善 勤怠管理システムの整備、医療クラークの配置に係る研修 等 ・働きやすさ確保のための環境整備 相談窓口設置に係る備品整備 等 ・働きがいの向上 復職支援に係る研修 等 <p>※指針、医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引きを参照</p> |

| | 質問 | 回答 |
|---|--|--|
| 6 | <p>勤務環境改善を目的として機器整備を行うことを予定しているが、どのような機器整備が補助対象となるのか。(1/2)</p> | <p>「<u>地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について</u>」(平成31年3月29日付医政発0329第39号通知)の第1の3の要件を満たすものを原則として対象とします。<u>計画の目標値達成のために効果的であると認められるものが対象となります。</u></p> <p>事例</p> <p>類型1 労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等</p> <p>○勤怠管理を行うための設備等(ICカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの)</p> <p>○勤務シフト作成を行うための設備等(勤務シフト作成支援ソフト等、医療従事者の効率的な配置管理が行えるもの)</p> <p>類型2 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等</p> <p>○書類作成時間の削減のための設備等(AIによる音声認識ソフトウェア、それら周辺機器など、医師が記載(入力)する内容のテキスト文書入力が行えるもの)</p> <p>○救急医療に対応する設備等(画像診断装置(CT)など、救命救急センター等救急医療現場において短時間で正確な診断を行うためのもの)</p> <p>○バイタルデータの把握のための設備等(ベッドサイドモニター、患者モニターなど、呼吸回数や血圧値、心電図等の病態の変化を数日間のトレンドで把握するためのもの)</p> <p>類型3 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等</p> <p>○医師の診療を補助する設備等(手術支援ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、画像診断装置等、在宅診療用小型診断装置など、医師の診療行為の一部を補助又は代行するもの)</p> |

| | 質問 | 回答 |
|---|--|--|
| 6 | 勤務環境改善を目的として機器整備を行うことを予定しているが、どのような機器整備が補助対象となるか。(2/2) | <p>類型4 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等</p> <p>○医師が遠隔で診断するために必要な設備等（遠隔診療システム、遠隔画像診断迅速病理検査システム、医療画像情報システム、見守り支援システムなど、医師が遠隔で診断することに資するもの）</p> <p>類型5 チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等</p> <p>○医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備等（院内搬送用ロボット、患者の離床センサーなど、医師以外の医療従事者の業務を補助するもの）</p> <p>○予診のための設備等（通信機能付きバイタルサイン測定機器やタブレット等を活用したシステムなどにより予診を行うもの）</p> <p>○医師の検査や処方指示を電子的に管理するための設備等（電子カルテ、カルテ自動入力ソフトウェア、レセプトコンピューター、医療画像情報システム、画像診断部門情報システム、医療情報統合管理システム等診断情報と医師の指示を管理できるもの）</p> <p>○医療機器等の管理効率化のための機器・ソフト等（医療機器トレーサビリティ推進のためのUDI プログラム、画像診断装置等のリモートメンテナンス、電子カルテ、レセプトコンピューターのリモートメンテナンスなど）</p> |
| 7 | 6の機器整備を行う場合に補助金を受けることができるのか。 | <u>計画の目標値達成のために効果的であると認められるものが対象となります。</u> |
| 8 | 勤務環境改善のため、人員増を行うが、人件費（給与等）は補助対象となるか | 補助対象外です。 |
| 9 | 省力化を目的とした機器整備を行うが、電気代等のランニングコストは補助対象となるか。 | 補助対象外です。 機器整備費は初期費用のみ補助対象です。 |

静岡県地域医療課
 担当 看護師確保班
 電話 054-221-2407